

第4回社会福祉施設職員等退職手当
共済制度の在り方に関する検討会
令和8年7月16日

参考資料3

他の退職金制度の概要

厚生労働省社会・援護局福祉基盤課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

退職資金交付事業（私立大学）の概要①

根拠		私立大学等関係5団体の協議により設けられたものであり、私立大学等に常時勤務する教職員の退職金給付に必要な資金を学校法人に交付することを通じて、退職金の最低保障を担うセーフティネットを構築し、教職員の処遇の安定及び向上に寄与することを目的としている。（根拠法はなし）
運営		公益財団法人私立大学退職金財団
加入施設/事業者数		586会員（令和6年度）
加入職員数		128,051人（令和6年度末）
財源方法		修正賦課方式（賦課方式を基本としつつ、将来の退職資金交付に備えて準備資産を保有する方式）
運用の有無		有（掛金と掛金をもとに得た利息の資産運用）
加入対象	加入可能な事業者等	私立の大学、短期大学、高等専門学校を設置する学校法人(＝維持会員(加入学校法人)) ※制度に加入する際は、加入料を納入。 <加入料> 50,000円＋加入時登録教職員数×2,000円 ※制度に新たに教職員を登録する際は、新規の登録数職員分の登録料を納入。 <登録料> 新規登録教職員数×1,000円
	対象者の条件	・維持会員（加入学校法人）が登録できる者は、私立大学等に常時勤務する長、教員及び事務職員並びにその他の職員。
掛 金	負担	事業主が負担
	年額	-
	月額	・在職者の標準俸給月額の総額 × 掛金率 ※掛金率は、平均在職年数が会員全体より短い（相対的に退職資金が低い）場合は低く、会員全体より長い（相対的に退職資金が高い）場合は高く設定 ※掛金率は21年間で財政均衡するように設定 ※掛金の総額 約737億円（令和6年度）

退職資金交付事業（私立大学）の概要②

国庫補助等		維持会員（加入学校法人）が納入する掛金は、私立大学等経常費補助の対象となっており、国から私学事業団を通じて下記補助金が維持会員に対し直接交付される。 ＜私立大学等経常費補助金＞ 大学が退職金財団に納入する掛金として負担する経費について、「専任教員等数（専任職員数）×1人当たり標準経費（単価）」で算出した額に、補助率5/10を掛けた金額が補助される。 （掛金の約2割相当）
退職手当金/退職金	計算方法	＜退職資金交付額＞ ・退職時標準俸給月額 × 交付率 ※交付率：国家公務員の退職手当（自己都合）を参考に設定 ※標準俸給月額：最低8万円、最高59万円で52等級
	支給額（目安）	＜基準交付率の場合＞ ・在職期間 5 年（退職時の標準俸給月額20万円）：約50万円 ・在職期間10年（同22万円）：約124万円 ・在職期間20年（同28万円）：約620万円 ・在職期間30年（同33万円）：約1,291万円 ・在職期間40年（同41万円）：約2,068万円
	支給方法	・支給方法は維持会員が決定（財団は退職資金を維持会員へ交付するのみ）
	支給条件	＜退職資金交付条件＞ ・退職した教職員の掛金の納入期間が12ヶ月以上であること
資金運用		・資産管理運用会議を原則として毎月開催。